相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍奈良県生駒郡斑鳩町服部二丁目二〇番、最後の住所奈良県北葛城郡広陵町大字弁財天二一二番地八　被相続人　亡　山中　輝吉

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年二月二十三日

奈良市登大路町五番地　修徳ビル四階

相続財産管理人　弁護士　坂木　寿和

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍鳥取県米子市加茂町二丁目二二番地、最後の住所鳥取県米子市宗像四一八番地

被相続人　亡　飯塚　彬子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年二月二十三日

鳥取県米子市安倍一七八番地一　八〇四号

相続財産管理人　田中　健雄

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍佐賀県三養基郡基山町けやき台四丁目一七番地六、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　内山　寛六

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年二月二十三日

佐賀県佐賀市中央本町一番一〇号ハィー寺元ビル五階弁護士法人団野総合法律事務所

相続財産管理人　団野　克己

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮崎県小林市南西方九九二番地一、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　吉村ヒロ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年二月二十三日

宮崎県都城市上町一三―一八都城STビル六階　吉谷法律事務所

相続財産管理人　弁護士　吉谷　友和

無縁墳墓等改葬公告

墓地利用向上のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお期日までにお申し出のない場合は無縁仏として改葬することになりますのでご了承下さい。

平成二十三年二月二十三日

一、墳墓等所在地　埼玉県行田市須加四六二一番地

一、墳墓等の名称　長光寺境内墓地、①原家（岩橋一兵衛）、②時崎家（安田熊市建立）

一、死亡者の本籍及び氏名　（名字・名前不詳含む）本籍不詳①和助、良、知平、原ナヨ、原保次、原さ乃、原準一、原、藤田、藤田貞次、原健三郎、原ノヨ、原福次郎、原絹恵、不詳一名（戒名）、②時崎丈吉、時崎よさ、時崎道参郎、時崎ヒロ、時崎タカ、時崎秋男、清五郎、不詳九名（戒名）

一、改葬を行おうとする者　埼玉県行田市須加四六二一番地　宗教法人　曹洞宗　長光寺　代表役員　福島　伸悦

無縁墳墓等改葬公告

墓地整理のために無縁墳墓等について改葬することとなりました。墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日迄お申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご了承下さい。

平成二十三年二月二十三日

一、墳墓等所在地　松山市御幸一丁目四二五番地

二、墳墓等の名称　龍泰寺境内墓地

三、死亡者の本籍及び氏名　不詳

四、改葬を行おうとする者　松山市御幸一丁目四二六番地　宗教法人龍泰寺　代表役員　舛田豊範　電話〇八九―九二五―二五七四

有料職業紹介事業保証金取戻し公告

有料職業紹介事業保証金規則廃止等に関する省令（平成十五年法務省令・厚生労働省令第二号）第二条第一項の規定に基づき次のとおり公告します。

一　保証金の取戻しをしようとする者の氏名又は名称並びに事業所の名称及び所在地　静岡技研株式会社　静岡技研株式会社　静岡県静岡市清水区八坂北一―一二―三

二　保証金の額　金三十万円

三　前号の保証金につき職業安定法及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律の一部を改正する法律（平成十五年法律第八十二号。以下「法」という。）の施行前に当該保証金につき法第一条の規定による改正前の職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十二条の二第一項の権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から六箇月以内に、その債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所及び氏名又は名称を記載した申出書二通を当該公告をした者の事業所の所在地を管轄する都道府県労働局長に提出して下さい。

四　前号の申出書の提出がないときは、第二号の保証金が取り戻されます。

平成二十三年二月二十三日

静岡県静岡市清水区八坂北一―一二―三

静岡技研株式会社

代表取締役　光山　季男

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第8条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第1項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から6箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書2通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

平成23年2月23日

記

［掲載順序］

①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①有限会社アタカ　②岩手県知事(2)第2230号　③髙橋壽夫　④岩手県紫波郡矢巾町大字下矢次2―23　⑤1000万円　⑥岩手県知事　⑦岩手県紫波郡矢巾町大字下矢次2―23　有限会社アタカ　代表取締役　髙橋壽夫

①株式会社パンエンタープライズ　②東京都知事(8)42655　③代表取締役　秋田義雄　④東京都千代田区平河町一丁目7番5号ヴィラロイヤル平河　⑤1000万円　⑥東京都知事　⑦東京都千代田区平河町一丁目7番5号ヴィラロイヤル平河　株式会社パンエンタープライズ　代表清算人　秋田行雄

①有限会社スター不動産投資　②東京都知事(2)83156　③取締役　簾藤一美　④東京都港区赤坂六丁目3番1号　⑤1000万円　⑥東京都知事　⑦東京都港区赤坂六丁目3番1号　有限会社スター不動産投資　取締役　簾藤一美

①ＳＣ59株式会社　②東京都知事(1)88533　③代表取締役　ピータースワンガー　④東京都港区虎ノ門三丁目18番6号405　⑤1000万円　⑥東京都知事　⑦東京都千代田区丸の内一丁目6番5号　ＳＣ59株式会社　代表取締役　ピータースワンガー

①有限会社ケイアンドブイインベストメント　②東京都知事(1)85589　③代表取締役　石本忠次　④東京都港区新橋二丁目2番9号　⑤1000万円　⑥東京都知事　⑦東京都港区新橋二丁目2番9号　有限会社ケイアンドブイインベストメント　代表取締役　石本忠次